

コンパス通信



都城市八幡町 1-17

社会保険労務士法人 コンパス

TEL : 0986-21-1813 FAX : 0986-21-1812

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和 5 年 10 月

【インボイスに関してお知らせ】

2023 年 10 月 1 日(日)から施行される適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関しまして、下記のとおりお知らせいたします。

・適格請求書発行事業者登録番号 社会保険労務士法人コンパス

T9350005005785

・請求書への記載対応 当法人の請求書につきましては、インボイスに対応したものを作成・データ保存しております。従前通り、原則として毎月郵送はしておりませんので、決算期等で必要な場合に必要期間をご連絡ください。

（連絡先） 社労士法人コンパス 立山知恵（タヤマ トミエ）

社会保険の 2 か所以上勤務について（被保険者所属選択・二以上事業所勤務届）

通常は、この「標準報酬月額」に健康保険料率・介護保険料率・厚生年金保険料率を乗じることで、被保険者負担分・事業主負担分の社会保険料が決定されることとなります。

ただし、複数の事業所で社会保険の被保険者基準に該当する場合には「二箇所以上勤務者」という取り扱いのもと、それぞれの報酬額に応じて社会保険料が案分される制度がございます。では、具体的にどのような場合がこの制度に該当するのでしょうか？

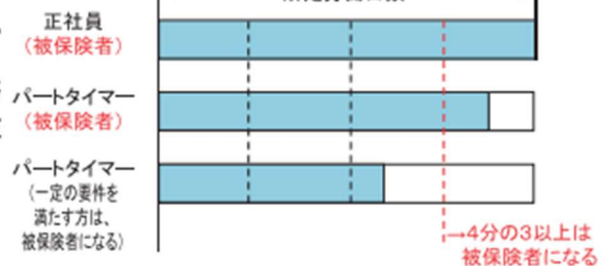
➡ 複数の法人・事業所においてそれぞれ下記「被保険者の要件」に該当する場合

【被保険者の要件】

正社員や法人の代表者、役員等は被保険者になります。パートタイマー・アルバイト等でも、1 週間の所定労働時間および 1 ヶ月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の 4 分の 3 以上である方は、被保険者になります。

また、正社員の 4 分の 3 未満であっても、100 人を超える企業[※]に勤務し、週の所定労働時間が 20 時間以上など一定の要件を満たす方は、被保険者になります。

※ 令和 6 年 10 月からは 50 人を超える企業に勤務し、一定の要件を満たす方は被保険者になります。



※複数の会社で代表者や役員になっており、報酬が出ている場合・・・

※会社役員（取締役など）の社会保険加入基準

「法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供であり、かつ、その報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払いを受けるものである」場合。（日本年金機構 HP 疑義照会より）

➡非常勤役員の場合には、その事業参画の態様や、報酬額の多寡などから総合的に判断されます。

➡会社代表者であれば、原則として報酬が出ている場合には社会保険の加入対象者となります。

◆ 健康保険・厚生年金保険「被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」の提出

【手続概要】この届出は、被保険者が同時に複数（2 か所以上）の適用事業所に使用される場合に、事実発生から 10 日以内に被保険者が届出を行い、主たる事業所を選択するものです。

2 か所勤務の注意点

- ① 別会社を立ち上げて、代表者に報酬を払っているが社会保険に加入していない
➡年金機構の調査時に指摘されることが予想されます。社会保険への加入手続きを進めましょう。
- ② 社会保険料を各事業所の報酬に応じた等級で計算している
➡各事業所から出ている報酬を合算し、案分した社会保険料で控除する必要があります。詳細は年金機構から送られてきます計算書をご参照ください。
- ③ 有休消化中にフルタイムで入社してきた or 退社時の有休消化中に別会社へ就職した社員がいる **(要注意)**
➡有休消化中などの事情があっても、各事業所で社会保険加入の要件を満たした場合、この「二以上事業所勤務届」提出の対象となる場合がございます。貴社や別事業所の副業・兼業の規定に違反する可能性もありますので、従業員から相談があった場合には慎重にご判断ください。

【助成金】令和5年度人材開発支援助成金についてのご案内

今回は人材開発支援助成金 障害者職業能力開発コースについてご説明いたします。

本コースは、障害者の職業に必要な能力を開発、向上させるため、一定の教育訓練を継続的に実施する施設の設置・運営を行う事業主または事業主団体に対してその費用を一部助成することにより、障害者の雇用促進や雇用の継続を図ることを目的としております。主な受給要件は以下の通りです。

【受給要件】

本助成金は、「訓練対象障害者」に「障害者職業能力開発訓練事業」を行う為に「訓練の施設または設備の設置・整備又は更新」をする場合又は、障害者職業能力開発訓練事業を行う場合に受給することが出来ます。

※障害者職業能力開発訓練事業については、10項目要件が有り全てを満たす必要が有ります。

下記の1及び2に該当する方が対象となります。

1. 訓練対象障害者		2. ハローワークに求職の申込を行った場合
身体障害者	発達障害者	障害特性、能力、労働市場の状況等を踏まえ、職業訓練を受けることが必要であるとハローワーク所長が認めその旨を支給対象となる事業主に対し、職業訓練受講通知書により通知された者。
知的障害者	高次脳機能障害のある者	
精神障害者	難治性疾患を有する者	

【支給額】

支給額に関しましては、「施設、または設備の設置・整備または更新を行った場合」と「障害者職業能力開発訓練を行った際に掛かる運営費及び重度障害者等が就職した場合」に支給されます。

一部省略してご説明致しますと、

〈施設、または設備の設置・整備または更新を行った場合〉

1. 初めての助成金の対象となる訓練科目ごとの施設又は施設の設置・整備の場合は **5,000万円を上限**とし支給。
2. 訓練科目ごとの施設又は設備の更新の場合については、**1,000万円を上限（複数回支給を受ける場合も事業主等ごとの累積の上限となる額）**とし支給。

〈障害者職業能力開発訓練を行った際に掛かる運営費及び重度障害者等が就職した場合〉

1. 重度障害者、重度知的障害者、精神障害者及び就職が特に困難であるとハローワーク所長が認める障害者を対象とする障害者職業能力開発訓練

以上となります。各詳細につきましては、当法人まで一度お問い合わせ頂けると幸いです。